

水田での大豆や米粉用米、加工用米、野菜等の作付拡大を支援します！

水田で大豆や米粉用米、加工用米、野菜、飼料作物などの作付を増やす生産者を応援します！作付面積の拡大に応じて補助金を交付します。長く安定して作付に取り組む方には、複数年契約に対する支援もあります。（県事業名：麦・大豆等作付拡大支援事業）

○事業実施主体 地域農業再生協議会（協議会のない地域は市町村）

○交付対象者 販売農家、集落営農

○対象農地 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田

① 作付拡大支援



1 対象作物および年産

大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、酒造好適米、ごま

→ **【R8年産】
基幹作のみ対象**

2 交付単価

・10,000円以内／10a[※]
（令和8年度限り）

10a当たり最大15,000円！

内訳：県から10,000円＋国から5,000円[※]
※国の都道府県連携型助成（酒造好適米除く）

※国の都道府県連携型助成を利用し、5,000円/10a（上限）が国から対象者に追加で交付。
ただし酒造好適米は都道府県連携型助成の対象外。

3 主な交付要件

- ・水田活用の直接支払交付金等の交付を受けていること
- ・前作より合計で10a以上作付面積を拡大していること 等

4 支援実例（拡大面積が支援対象）

例：大豆、野菜、米粉用米の作付を合計で362a増やした場合、
36万2千円の補助金！ ※単価1,000円/aで計算、国の助成は含まず

品目	前年面積(a)	当年面積(a)	対象面積(a)	交付額(円)
大豆	54	15	362	362,000
野菜	33	28		
米粉用米	118	524		
合計	205	567		

② 複数年契約加算

- 1 対象作物および年産
飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲 → **【R 8年産】**
- 2 交付単価
5,000円/10a
- 3 主な交付要件
 - ・ 飼料作物とWCS用稲の複数年契約については、**供給先を県内畜産農家**とすること
 - ・ 出荷・販売を目的とした、3年以上の複数年契約であること
 - ・ 期間中の契約面積が維持又は増加するものであること 等
- 4 必要書類
契約期間や面積等が記載された出荷・販売契約書
(飼料作物及びWCS用稲を自家利用する場合は自家利用計画書)



申し込み方法

令和8年6月～7月の期間で地域協議会等を対象とした要望調査を行う予定です。

本事業に興味がある方は、最寄りの地域農業再生協議会又は農林振興センターにお問い合わせください。

【令和8年度事業のスケジュール（予定）】

- 7月 【生産者→地域協議会】 事業の要望調査への回答
- 9月 【生産者→地域協議会】 事業実施計画書の提出
- 2月 【地域協議会→生産者】 概算払等による補助金交付
- 2月 【生産者→地域協議会】 実績報告書・実施状況報告書の提出
- 6月～1月 地域協議会による作付面積の確認

従来の3月
支払いから
2月支払い
に変更

本事業の詳しい要件等は決まり次第、各農林振興センター及び地域農業再生協議会を通じて周知します。

(地域農業再生協議会の連絡先は県協議会HPに記載 <http://www.saitama-suiden.org/>)

